

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後に出生））について、申立人子の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等から、平成26年3月分までの申立人母子らの日常生活阻害慰謝料並びに平成28年3月分までの二重生活による生活費増加分及び面会交通費の賠償を認めたほか、家族間に別離が生じたこと及び申立人母は乳幼児を連れながらの避難であったこと等を考慮して、申立人父は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円、申立人母は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円及び平成24年9月から平成26年3月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と、被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次の通り和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金840万3548円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として、金73万円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人

に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年8月25日

（仲介委員 河合 健司）

別紙

事件番号 令和〇年(東)第〇号
 申立人 X1ほか3名

【申立人X1】

損害項目	内訳	損害期間	金額(円)	既払い金
日常生活阻害慰謝料	増額分	H23.3.11~H24.8.31	540,000	0
①小計			540,000	
②既払金合計	-	-	0	
③損害額小計	①-②	-	540,000	
和解金	③	-	540,000	

【申立人X2】

損害項目	内訳	損害期間	金額(円)	既払い金
日常生活阻害慰謝料	基礎額	H24.9.1~H26.3.31	1,900,000	0
	増額分	H23.3.11~H26.3.31	1,490,000	0
生活費増加分	電気・ガス・水道 料金及びNHK受 信料増加分	H23.6.1~H28.3.31	345,000	0
面会交通費		H23.3.11~H28.3.31	328,548	30,000
①小計			4,063,548	
②既払金合計	-	-	30,000	
③損害額小計	①-②	-	4,033,548	
和解金	③	-	4,033,548	

【申立人X3】

損害項目	内訳	損害期間	金額(円)	既払い金
日常生活阻害慰謝料	基礎額	H24.9.1~H26.3.31	1,900,000	350,000
①小計			1,900,000	
②既払金合計	-	-	350,000	
③損害額小計	①-②	-	1,550,000	
和解金	③	-	1,550,000	

【申立人X4】

損害項目	内訳	損害期間	金額(円)	既払い金
日常生活阻害慰謝料	基礎額	H24.9.1～H26.3.31	1,900,000	350,000
①小計			1,900,000	
②既払金合計	-	-	350,000	
③損害額小計	①-②	-	1,550,000	
和解金	③	-	1,550,000	